

2026 年2月4日

「こども性暴力防止法」(通称)の施行に伴う留意点について

大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学に入学予定の皆様へ

令和 6 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)」(以下「こども性暴力防止法」という)が成立しました。

この法律の施行日(令和 8 年 12 月 25 日)以降、「教育職員免許状」や「保育士資格」の取得のための実習等(教育実習、保育実習、インターンシップ、ボランティア活動等)に取り組む前に、こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。

この手続きによって当該前科が確認された学生については、法律に定める防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断から実習等へ参加することができないため、結果として「教育職員免許状」や「保育士資格」の取得ができないこととなります。

「教育職員免許状」及び「保育士資格」の取得を希望している方は、上記の内容についてご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

「こども性暴力防止法」の詳細については、こども家庭庁のホームページもご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本件問合せ先】
大阪成蹊大学
大阪成蹊短期大学
教務部
06-6829-2538